

鹿児島大学研究支援センター機器分析施設部会内規

平成25年6月26日
研究支援センター運営委員会決定

(趣旨)

第1 この内規は、鹿児島大学研究支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）規則（平成24年規則第18号）第8条第3項の規定に基づき、機器分析施設（以下「施設」という。）部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2 部会は、次に掲げる委員及び鹿児島大学研究支援センター部会内規(平成24年7月10日運営委員会決定)に基づく委員をもって組織する。

- (1) 研究支援センター長
 - (2) 機器分析施設の施設長
 - (3) 機器分析施設の専任教職員及び特任教職員
 - (4) 研究支援センター組織規則第9条第3項の規定に基づく兼務教員
 - (5) 施設を利用する各学部、各研究科、附属病院、研究推進機構及び各学内共同教育研究施設等の代表者 各一名(教授、准教授、講師のうちから推薦された者)
- 2 前項第4号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設の管理・運営に関すること
- (2) 施設の年間予算・決算に関すること
- (3) 施設の中期目標・中期計画に関すること
- (4) 施設の自己点検・評価に関すること
- (5) 利用者の利便を図るための方策に関すること
- (6) その他施設の管理・運営に必要な事項

(部会長)

第4 部会に部会長を置き、施設長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5 部会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6 委員が事故のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7 部会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年6月26日から施行する。

附 則
この内規は、平成 27 年 6 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この内規は、平成 28 年 10 月 28 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。